

**ふじみ野市立西小学校  
いじめの防止等のための基本的な方針**

**令和5年3月31日（改訂）  
ふじみ野市立西小学校**

## 目次

はじめに	1
第1 西小学校基本方針の策定	2
第2 いじめの防止等のための対策に関する事項	5
1 いじめの防止等のために本校が実施する施策	5
（1）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置	5
（2）本校におけるいじめの防止等に関する措置	6
2 重大事態への対処	9
（1）重大事態への対処の流れ	9
（2）ふじみ野市教育委員会又は本校による調査	10
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	14
<資料> 年間行事予定	14

## はじめに

本校では、「やさしく」「かしこく」「たくましく」の学校目標の具現化を目指し、校長の指導のもと、教職員が一丸となって教育活動に取り組んでいる。毎月月末に生徒指導教育相談部会を開き、各学年の様子や特に配慮を要する児童についての情報を共有する機会としている。さらに、個々の児童が学校生活へ適応するための有効な手立てを考えたり、担任・学年からの要望を全職員が共通理解したりすることで、いじめ防止の一助にしている。

また、学期ごとに、アンケート「友達アンケート」を全校児童対象に実施し、児童の悩みの早期発見に努めている。さまざまな悩みを抱えている児童には、早急に担任が面談し、早期解決を図っている。しかし、児童同士のけんかやトラブルは、どの学年・学級にも少なからず発生しているため、深刻ないじめに発展しないよう早期対応と解決後の見届けを行っている。

学級会活動や特別活動・学校行事への取り組みを通し、児童同士の友好的人間関係の醸成を図っている。特に、学級担任は児童理解に努め、個々の児童の小さな変化も見逃さず、学級の問題に素早く対応し、必要な場合には毅然とした態度で指導にあたっている。

ふじみ野市立西小学校いじめの防止等のための基本的な方針(以下「西小学校基本方針」という。)は、これらの対策を更に実効的なものとし、児童の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)第13条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

### いじめ問題に対する基本的な考え方

#### いじめの定義 (いじめ防止対策推進法 第2条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしかやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」に該当しない場合や、いじめられている本人がそれを否定しているなど、いじめには多様な様態があることを踏まえなければならない。そのため、いじめを認知する際には、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなど多くの情報を集めるとともに、特定の教員のみがいじめの認知をおこな

うのではなく、様々な情報を基に、組織で行う必要がある。そこで次の4つを、いじめを認知する際の方針とする。

#### いじめを認知する際の方針

- 1 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にならないよう、いじめられた児童の立場に立って行う。また、いじめの認知については、複数の教職員による組織（いじめ対策委員会）をもって行う。
- 2 けんかのように見える場合であっても、当該生徒の人間関係等を考慮し、判断する。
- 3 いじめられている児童の中には、自分が被害者である自覚がない場合があるが、聞き取り調査等でいじめの事実が確認された場合には、いじめとして対応する。
- 4 いじめの事実確認においては、当該児童の保護者と連携して対応する。また、地域からもいじめの問題に関する情報を積極的に収集する。

#### いじめの防止等に関する基本理念

- 1 全ての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの防止等の対策を強化する。
- 2 「いじめは絶対に許されない行為である」との考えに基づき、全ての児童において、いじめをしない心を育てる。
- 3 学校、家庭、地域、関係機関は、いじめられている児童を守る事を共通認識とし、連携していじめの根絶に努める。

## 第1 西小学校基本方針の策定

#### いじめ防止対策推進法（学校いじめ防止基本方針）

第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針又は県の基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

西小学校基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、本校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく、組織として一貫した対応となる。

西小学校基本方針では、本校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。

また、いじめの防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。

更に、取組の実効性を高めるため、西小学校基本方針が、本校の実情に即してきちんと機能しているかを点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを盛り込む。

具体的には、以下のとおりとする。

### 1 「いじめの防止」

児童が、周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中、安心・安全に学校生活を送ることができるよう、学校は、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや

## 集団づくりを行う。

- (1) 日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成することを通して、いじめに対して傍観者になることなく、積極的に解決しようとする児童の育成を図る。
- (2) 自他の生命の尊重について、あらゆる機会において、継続的・計画的な指導を充実させ、暴力行為の根絶と命の大切さの指導の徹底を図る。
- (3) いじめとは何かについて、具体的に列挙して目に付く場所に掲示するなど、児童と教職員が認識を共有する。
- (4) 道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動の推進により、お互いの人格を尊重する態度や他者と円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。
- (5) いじめ加害の背景に、勉強や人間関係等のストレスが要因の一つとしてかかわっていることを踏まえ、一人一人を大切にしたい分かる授業を実現し、基礎学力の定着、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。その際、学力に対する自信のなさや不安を取り除き、自己肯定感や自己有用感を高めるための指導法の改善を図っていく。
- (6) 児童が自分の存在を価値あるものと受け止められるよう、学校の教育活動全体を通じ、一人一人が活躍できる機会を提供する。
- (7) 児童がいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- (8) 学習面及び生徒指導面の両面における9年間を見通した指導体制の充実を図るため、連携を一層推進する。個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

## 2 「早期発見」「早期対応」

いじめは大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が協力し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知する。定期的実施するアンケートはいじめられた立場からのアンケートだけでなくいじめを行ってしまった立場からのアンケートも実施する。

### (1) 予防的対応

- アンケート 定期（学期に1回）と臨時（必要に応じて）
- 観察 座席・机・ロッカー等の状況、給食・清掃・授業・休み時間時の状況
- 情報交換 学年会、生徒指導部会、教育相談部会、職員会議

### (2) いじめに対する措置

#### ① いじめの早期発見チェックポイント

- ・理由のはっきりしない遅刻、欠席が多くなる。
- ・話し合いの輪に入れない
- ・掲示物や作品、机に落書きやいたづらをされる。
- ・実験の後片付けや清掃などいつもやらされている。
- ・実験や図工の道具の順番がなかなか回ってこない。
- ・移動教室の際に荷物を持たされる。
- ・休み時間に職員室や保健室によく来る。
- ・無理やり、プロレスごっこ等をやらされている。

- ・委員や係りにふざけ半分に推薦される。
  - ・配膳を嫌がられている。
  - ・清掃時、机や椅子が運ばれずに放置されている。
  - ・鉛筆等、持ち物がなくなると、よく訴えに来る。
  - ・服が汚れていたり、やぶれていたりする。
  - ・自分の持ち物でないものが、机やロッカーに入れられている。
  - ・悪口や陰口をメールやインターネット上に書き込みされる。
- ②上記のことが一つでも当てはまる場合には「いじめ」と判断し、「学校いじめ問題対策委員会」を立ち上げ、組織として対応する。

メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、担任、養護教諭、ＳＣ等

### ③具体的対応

#### ○被害者側

##### 児童

- ・児童が安心して本音を言える環境（時間・場所等）を整えて話を聴く。
- ・みんなで守るという学校の姿勢と具体的な指導方針を示す。  
(児童の了解なしに加害児童に直接的な指導をしない。)

##### 保護者

- ・解決に向けて、学校全体で対応し、必ず子供を守るという姿勢を示す。
- ・保護者の意向をもとに指導方針を立て、了解を得る。
- ・すぐに解決しない場合でも随時指導経過を伝え、解決への道筋を示す。

#### ○加害者側

##### 児童

- ・事実を確認し、反省を促す。
- ・複数の児童が関わっている場合は、学年職員や対策部員等で個別指導を行う。

##### 保護者

- ・事実確認を十分に行った上で、事実を正確に伝え、家庭としての協力をお願いする。
- ・双方の児童のための指導方針であることを明確に示し、理解を得る。

#### ○周囲の児童へ

- ・学級指導や学年集会等を通して、当事者意識を高め、いじめを許さない雰囲気醸成する。

### ④備考

- ・暴行や恐喝等の触法行為が続き、学校の指導で解決しない場合には、警察との連携を図る。

## 3 「いじめ防止のための教職員研修」の実施

- (1)「いじめ」についての共通理解を図る。
- (2)前記の「いじめの早期発見チェックポイント」の確認と、個々の児童の小さな変化も見逃さないための感性を磨く研修の実施。
- (3)児童の心に寄り添えるカウンセリングマインドを高める研修の実施。

#### 4 「いじめ防止のための啓発活動」の実施

- (1) 児童会を中心とした人間関係作りのための活動の充実を図る。
  - ・計画委員会と協力し、現在行っている「あいさつ運動」を強化する。
  - ・「いじめを許さない」学校にするために、クラスが団結する必要性のある児童会主催行事を企画・実行する。
- (2) メール・インターネット上のトラブルを予防するための保護者啓発活動の実施
  - ・保護者や地域住民が内容を容易に確認できるようにホームページへ掲載する。

#### 5 「西小基本方針」の見直し

- ・西小基本方針を学校評価項目に位置づけ、西小基本方針が機能しているか確認する。
- ・評価結果を踏まえ、西小における取組の改善を図る。

## 第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

### 1 いじめの防止等のために本校が実施する施策

#### (1) 本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

第22条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校は、本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策を実効的に行うための常設の組織として「学校いじめ問題対策委員会」を設置する。

西小学校いじめ問題対策委員会は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、学年主任、担任等の中から学校の実情により充て、個々の事案に応じてSC等も加えることができるものとする。

また、西小学校いじめ問題対策委員会は学校基本方針に基づくいじめの防止等に関する取組を実効的に行う際の中核となる組織であり、必要に応じて心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者、PTA、地域の方など外部専門家等の参加を図りながら対応することにより、より実効的ないじめ問題の解決に資するよう工夫する。

西小学校いじめ問題対策委員会は、実際にいじめ若しくはいじめと疑われる事案が発生したときの事実確認や重大事態が起きたときの調査をする組織の母体となるものとし、ふじみ野市教育委員会との連携を図る。

西小学校いじめ問題対策委員会の具体的な役割は、次のとおりである。

- ① 正確な情報の収集と状況の把握、役割分担の決定、ケース会議の実施、全教職員の情報共有
- ② 指導体制及び方針の決定
- ③ 事実究明、指導・支援及び保護者との連携
- ④ いじめ関係者・その他への指導

#### (2) 本校におけるいじめの防止等に関する措置

本校は、ふじみ野市教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

## ① いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

また、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

### ア 教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うために

イ 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。

ウ 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持って当たる。

エ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。

ことを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

## ② 学級づくり

児童は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

ア 児童が安心して学校生活を送れるよう配慮する。

- ・ 児童の気持ちを共感的に受け止める。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている。」）
- ・ 居場所をつくる。
- ・ 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- ・ 規準を示す。（「…てはならない。」のほか、「こんなときにはこうするといいよ。」）

イ 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- ・ 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- ・ 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友の

よさを先生が教えてくれた。」)

ウ 児童が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的能力を育てる。

エ 児童会活動など児童が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

### ③ 学習指導

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

### ④ 保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働き掛けが大切であり、特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネーター役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、PTA活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

### ⑤ インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、児童がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

ア 道徳の時間及び学級活動等を活用して、ネット問題について児童向け講演会を毎年度実施する。また、「青少年のネットモラル啓発DVD」等の具体的な資料等の活用を図る。

イ 児童の意識啓発とともに保護者の意識啓発に力を入れるため、保護者対象ネット意識啓発講演会を実施する。

### ⑥ 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談

の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

ア「New I's」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば児童に声を掛け、該当する項目が複数あるときには、児童指導主任や学年主任に相談する。

イ「New I's」にある「いじめの見極めと状況別対応」を参考に、いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

ウ「New I's」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

#### ⑦ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断したり、一部の教職員で抱え込んだりすることが無いよう、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

##### ア いじめている児童への指導（「New I's」参照）

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

##### イ いじめられている児童への支援（「New I's」参照）

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

##### ウ 周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

##### エ 見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

##### オ 学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

##### カ 他校の児童が関わるいじめに関する対応

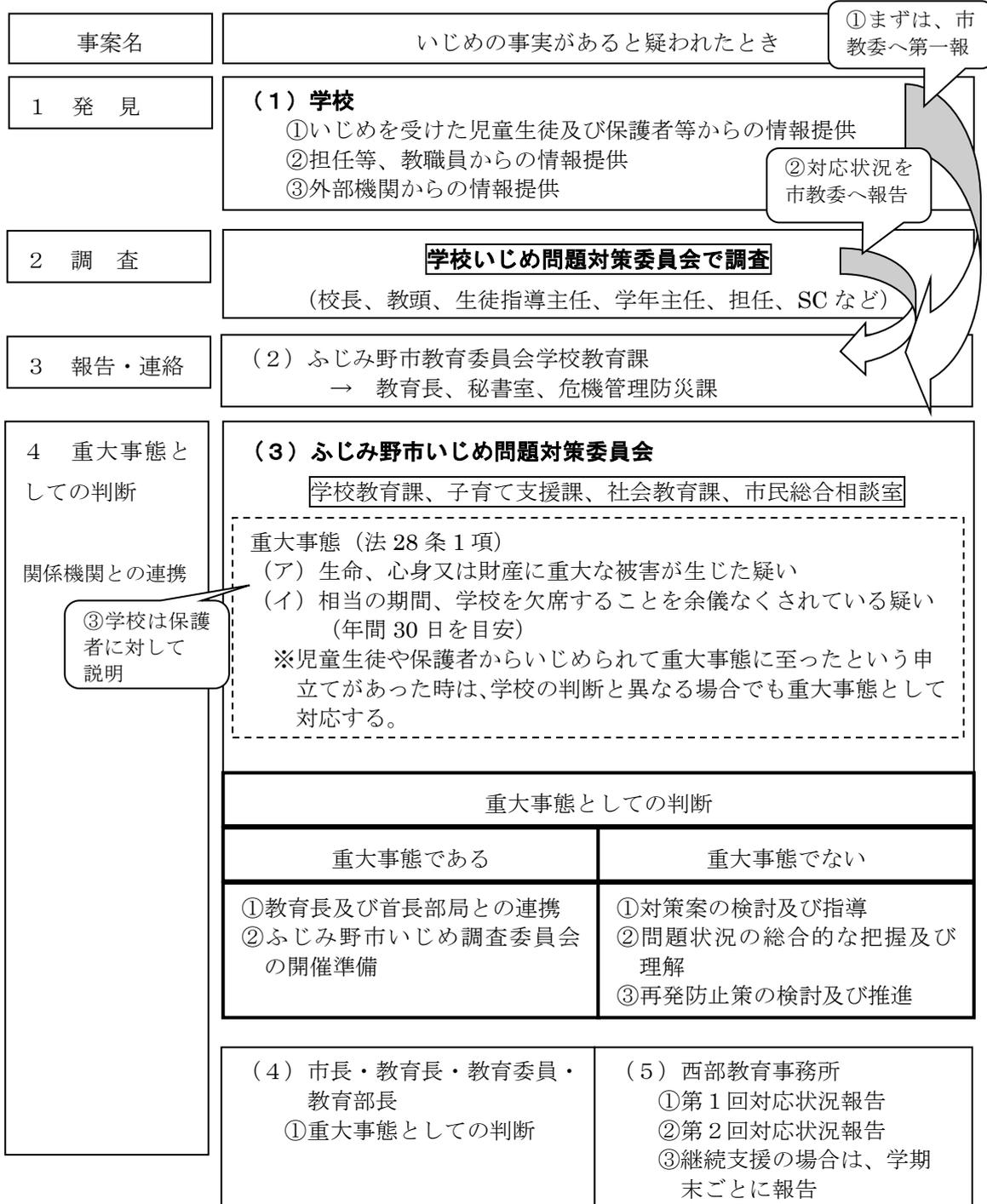
本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の児童が関わるいじめの事実がある

と思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。  
 キ ふじみ野市教育委員会への報告  
 法第23条第2項に基づき、いじめに対する措置の結果をふじみ野市教育委員会へ速やかに報告する。

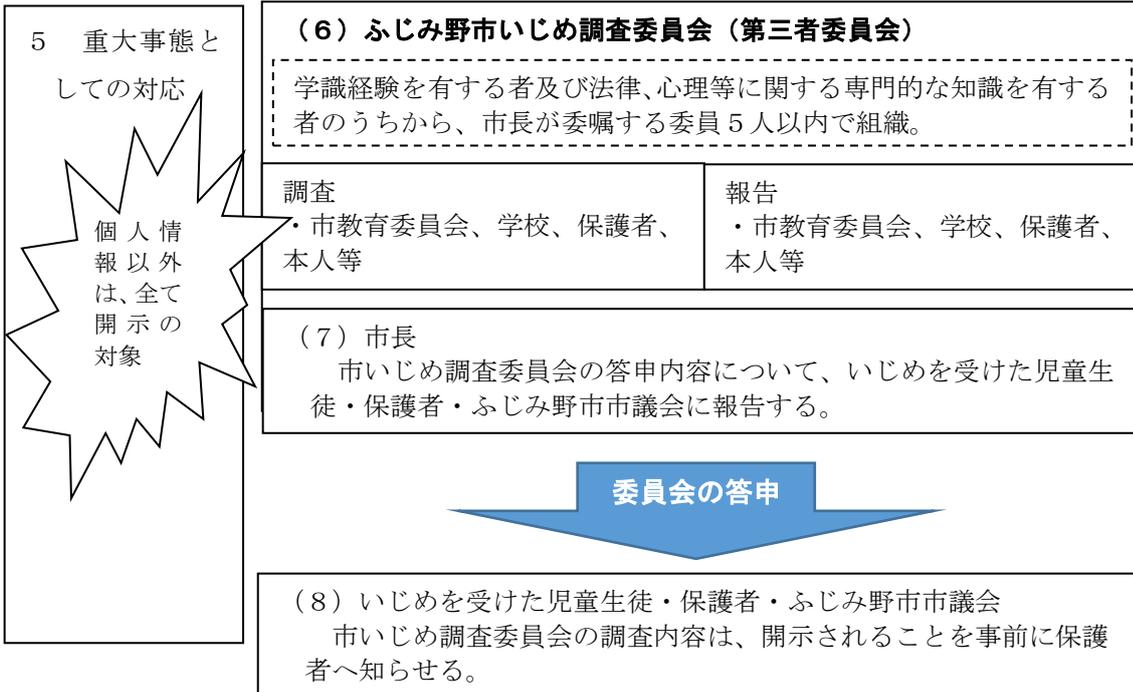
## 2 重大事態への対処

(1) いじめに係る重大事態への対応について

いじめは、いつでも、どこでも、誰にでもおこりえるという認識をもつ



重大事態として  
 対応と判断



### 第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

本校は、学校いじめ問題対策委員会において毎年度、西小学校基本方針にある各施策の効果を検証し、西小学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

#### <資料>年間行事予定

月	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定</li> <li>・生徒指導部会：「令和4年度学校基本方針」策定</li> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・「1年生を迎える会」の取り組み</li> </ul>
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・縦割り活動の開始 異年齢集団での活動で人間関係力の醸成を図る 6年生がリーダーとして活動することで自己有用感を醸成する。</li> <li>・自分自身に関わることとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）</li> <li>・学校運営協議会において基本方針の協議</li> <li>・第1回児童対象学校生活アンケート調査の実施（生徒指導部）</li> <li>・保護者から情報収集</li> <li>・人権作文の取り組み          ・人権標語の取り組み</li> </ul>
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会の練習を通して、学級における所属意識を培う。</li> <li>・運動会 応援団や縦割り競技の取り組み</li> <li>・4年 福祉体験学習「障がいをもつ人たちに学ぶ」の取り組み</li> </ul>
7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「青少年のネットモラル啓発DVD」によるネットいじめ防止及びネット利用啓発</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討</li> <li>・他人とのかかわりに関することとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）</li> <li>・「非行防止教室」の実施</li> </ul>
8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施</li> <li>・「不審者対応防犯教室」の実施</li> </ul>
9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・夏休み作品展にて児童の夏休みの活動を称賛</li> <li>・西小まつりの実施 準備と運営における異年齢集団の交流及び6年のリーダーシップ</li> <li>・総合的な学習を通し「思いやりの心」を培えるような取組を行う。</li> </ul>
10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主として集団とのかかわり「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）</li> <li>・第2回児童対象の学校生活アンケート調査の実施（生徒指導部）</li> </ul>
11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・校内音楽会の取り組み 学年で協力し合うことの大切さ、自己の責任を果たすことの大切さ</li> </ul>

	<p>一つのものを作り上げる達成感 を学ぶ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童会によるいじめ撲滅取組発表会（いじめ撲滅強調月間の取組）</li> <li>・個人面談による保護者からの情報収集</li> </ul>
12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童集会の取り組み</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討</li> <li>・集団・社会とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）</li> </ul>
1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ運動の実施</li> <li>・校内書初め展にて児童の作品を称賛</li> <li>・第3回児童対象の学校生活アンケート調査の実施（生徒指導部）</li> </ul>
2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会において基本方針の協議</li> <li>・「学校いじめ防止基本方針」年間評価及び公表</li> <li>・人間としての在り方生き方とのかかわりとして「彩の国の道徳」を活用した時間（道徳部）</li> </ul>
3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「6年を送る会」の取り組み</li> <li>・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（いじめ防止委員会）</li> <li>・生徒指導部会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討</li> </ul>